

社会福祉法人嶽陽会
役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人嶽陽会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬及び費用の弁償をいい、互いに明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 第1条に規定する報酬等の支給は、次の各号の定めによる。

- (1) 役員等には報酬は支給しない。ただし、評議員会または理事会に出席した場合及びそれぞれの職務に必要な研修等への出席、調査並びに監査業務等を行った場合は、その費用を弁償する。
- (2) 前号において、施設長等の施設職員である理事が、勤務日の勤務時間内に当該事務所内で別表の法人業務を行う場合は、費用を弁償しない。
- (3) 前各号の費用の弁償は、別表（費用弁償）のとおりとする。ただし、交通費の実費が上記の費用の弁償額を超える場合は、当法人の「役職員等旅費支給規程」に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(公表)

第3条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表（費用弁償）

法人業務：理事会、監事会及び評議員会並びにその他各役員等に係る業務、会議及び研修等 等に出席した場合の費用弁償	
弘前市内に在住 の役員等	日額：4,080円（算定根拠：日当相当額2,600円＋往復距離 40kmに37円を乗じた額）
その他の地域に 在住の役員等	日額：4,080円＋往復距離40kmを差引いた距離に37円を乗じ た額